

軽自動車税の減免についてー身体障がい者等減免ー

山都町

◆減免の趣旨

身体障がい者等の方が所有し、身体障がい者等の方のために使用する軽自動車について、軽自動車税を減免することにより、当該身体障がい者等の方が身体障がい等を克服し積極的な社会参加を行うことができるよう税制上特別の配慮を加えたものです。

◆減免の対象となる人

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っている人で、下記の表にあてはまる人です。ただし、手帳に記載された障がい名が2つ以上の場合は、各々の障がいの程度について等級(程度)が認定されますので、あてはまらない場合もあります。

障がい名		区分	身体障害者福祉法	恩 給 法	
			別表第5号	別表第1号表の2	同第1号表の3
視 覚 障 が い		本人が運転する場合	1級～3級及び4級の1	特項及び1項～4項	
		家族等	1級～3級及び4級の1	特項及び1項～4項	
聴 覚 障 が い		本 人	2級及び3級	特項及び1項～4項	
		家族等	2級及び3級	特項及び1項～4項	
平衡機能障がい		本 人	3級	特項及び1項～4項	
		家族等	3級	特項及び1項～4項	
音声機能障がい		本 人	3級(喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る)	特項、1項及び2項(喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る)	
		家族等			
上 肢 不 自 由 (注1)		本 人	1級、2級の1及び2級の2	特項及び1項～3項	
		家族等	1級、2級の1及び2級の2	特項及び1項～3項	
下 肢 不 自 由		本 人	1級～6級	特項及び1項～6項	1款～3款
		家族等	1級～3級	特項及び1項～3項	
体 幹 不 自 由		本 人	1級～3級及び5級	特項及び1項～6項	1款～3款
		家族等	1級～3級	特項及び1項～4項	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	本 人	1級及び2級(1上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)		
		家族等	1級及び2級(1上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)		
	移動機能	本 人	1級～6級		
		家族等	1級～3級(1下肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)		
心臓機能障がい		本 人	1級及び3級	特項及び1項～3項	
		家族等	1級及び3級	特項及び1項～3項	
じん臓機能障がい		本 人	1級及び3級	特項及び1項～3項	
		家族等	1級及び3級	特項及び1項～3項	
呼吸器機能障がい		本 人	1級及び3級	特項及び1項～3項	
		家族等	1級及び3級	特項及び1項～3項	
ぼうこう機能障がい		本 人	1級及び3級	特項及び1項～3項	
		家族等	1級及び3級	特項及び1項～3項	
直腸機能障がい		本 人	1級及び3級	特項及び1項～3項	
		家族等	1級及び3級	特項及び1項～3項	
小腸機能障がい		本 人	1級及び3級	特項及び1項～3項	
		家族等	1級及び3級	特項及び1項～3項	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		本 人	1級～3級		
		家族等	1級～3級		
肝臓機能障がい		本 人	1級～3級	特項及び1項～3項	
		家族等	1級～3級	特項及び1項～3項	

療 育 手 帳	障がいの程度が「A」と記載された者
精神障害者保健福祉手帳	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項」に規定する障害等級が1級である者

(注1) 上肢不自由 2級の1・・・両上肢の機能の著しい障がい
2級の2・・・両上肢のすべての指を欠く者
戦傷病者手帳が、旧項、旧款で障がいの程度が記載されている場合は右の図により新款として判定されます。

新 款	1款症	2款症	3款症
旧項・旧款	7項症	1款症	2款症